

川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

1. 日時：令和8年2月14日（土） 13：30～15：30
2. 場所：鹿児島県原子力防災センター
3. 議題
川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
4. 配布資料
 - （1）出席者一覧
 - （2）座席表
 - （3）委員による現地視察及び地元関係者との意見交換について（平成29年11月15日原子力規制委員会開会）

出席者一覧（敬称略）

<原子力規制委員会>

やまなか しんすけ
山中 伸介
かんだ れいこ
神田 玲子

原子力規制委員会 委員長
原子力規制委員会 委員

<地元関係者>

しおた こういち
塩田 康一
ひだか しげる
日高 滋
たなか りょうじ
田中 良二
しもぞの まさき
下園 政喜
なかや けんじ
中屋 謙治
まつさき みきお
松崎 幹夫
にしひら よしまさ
西平 良将
むた まなぶ
牟田 学
しもづる たかお
下鶴 隆央
みずのうら たつや
水之浦 達也
とみた しのぶ
富田 忍
すぎもと なおき
杉本 尚喜
ながやま よしたか
永山 由高
とみざこ かつひこ
富迫 克彦
どうじ あつゆき
堂路 温幸
こやまだ くにひろ
小山田 邦弘
すみ しげき
角 茂樹
しんかい しゅうさく
新改 秀作
ながおか ゆうじ
長岡 勇二
はやし せいじ
林 誠治

鹿児島県 知事
鹿児島県議会 議長
薩摩川内市長
薩摩川内市議会 議長
いちき串木野市長
いちき串木野市議会 議長
阿久根市長
阿久根市議会 議長
鹿児島市長
鹿児島市 危機管理局長
出水市 副市長
出水市議会 議長
日置市長
日置市議会 議長
始良市 副市長
始良市議会 議長
さつま町 副町長
さつま町議会 議長
長島町 副町長
長島町議会 議長

<九州電力（株）>

にしやま まさる
西山 勝
はやしだ みちお
林田 道生
しもだ まさひこ
下田 政彦
おおくほ やすし
大久保 康志

代表取締役社長執行役員
取締役常務執行役員 原子力発電本部長
常務執行役員 立地コミュニケーション本部長
執行役員 川内原子力総合事務所長

<事務局>

たぐち たつや
田口 達也
せきぐち すみお
関口 澄夫
かわごえ かずひろ
川越 和浩

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長
原子力規制庁長官官房総務課広報室長
原子力規制庁川内原子力規制事務所長

配
信
席

九州電力 大久保川内原子力総合事務所長

長島町 林町議会議長

さつま町 新改町議会議長

始良市 小山田市議会議長

取材スペース

九州電力 下田立地コミュニケーション本部長

九州電力 林田原子力発電本部長

九州電力 西山社長

長島町 長岡副町長

さつま町 角副町長

始良市 堂路副市長

原子力規制庁
川内原子力規制事務所
川越所長

原子力規制委員会
神田委員

原子力規制委員会
山中委員長

日置市 永山市長

出水市 富田副市長

鹿児島市 下鶴市長

阿久根市 西平市長

いちき串木野市 中屋市長

薩摩川内市 田中市長

鹿児島県 塩田知事

日置市 富迫市議会議長

出水市 杉本市議会議長

鹿児島市 水之浦危機管理局長

阿久根市 牟田市議会議長

いちき串木野市 松崎市議会議長

薩摩川内市 下園市議会議長

鹿児島県 日高県議会議長

委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成 29 年 11 月 15 日
原子力規制委員会

平成 29 年 11 月 1 日の第 47 回原子力規制委員会における議論（原子力規制委員会 5 年間の振り返りについて）を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

2. 対象施設

新規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

3. 意見交換の形式

- ① 現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。
- ② 地元関係者としては、UPZ 圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加 1 名までの参加を募ることとする。

4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月 1 回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。